

PTA とは？



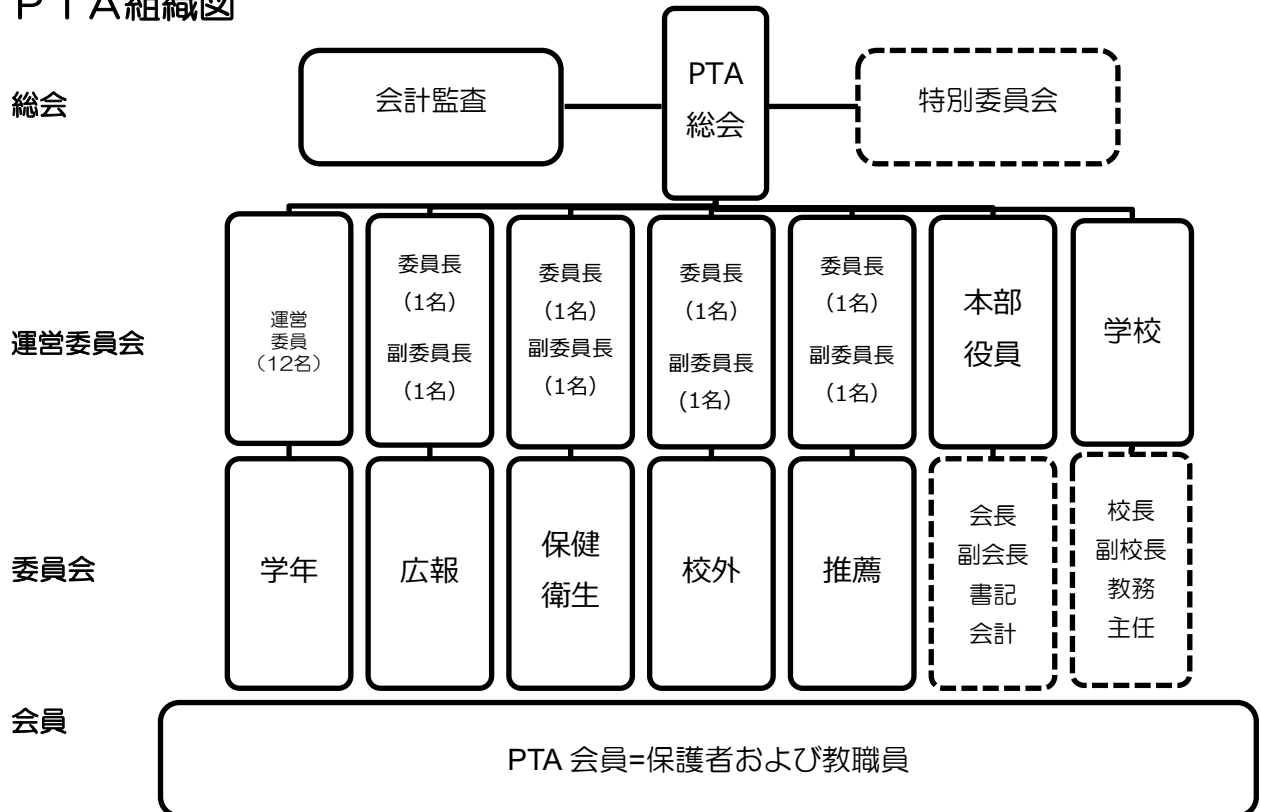
PTA とは、P=Parent（親）、T=Teacher（教職員）、A=Association（会）の略称で、「保護者と教職員が協力し合い、子どもたちの健全育成をはかることを目的とした任意団体です。

東台小学校の PTA は、昭和 22 年 4 月に双葉会として結成され、昭和 25 年 4 月に横浜市立東台小学校 PTA と改称し、今日にいたっております。

東台小学校では、
「できる人ができることから始めよう ～より多くの会員の参加を目指して～」
委員会とサポーターを中心にさまざまな PTA 活動を行っています。

東台小学校では、
保護者も教職員も力を合わせ、児童の幸せと人間性ゆたかな成長をはかることをめざし、学校生活をサポートしていけるようがんばっています。

PTA 組織図





PTA の活動を紹介します。
 「学校への協力」
 「子どもたちの応援」
 「子どもたちの安全のために」
 「地域との連携」
 「学校・家庭・地域とのコミュニケーション」

学校への協力

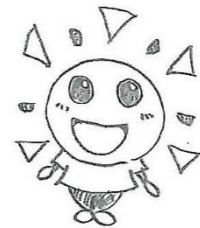
子どもたちのより良い学習環境をサポートします



運動会	運動会受付などの手伝いを行います。
白衣の点検	児童が給食の配膳に使用する白衣の点検・補修を学校内で行います。 PTA よりサポーターを募集します。
校内美化	校舎内の清掃などを行います。 PTA よりサポーターを募集します。

子どもたちの応援

子どもたちの教育活動をサポートします



ふれあい鑑賞会	毎年 PTA 主催で子どもたちに音楽または演劇の公演をプレゼントしています。 学校教育の基本とされる「知＝幅広い知識と教養」と「徳＝豊かな情操と道徳心」の育成を応援します。
---------	---

子どもたちの安全のために
子どもたちの安全を第一に考えます



光の子学援隊	毎朝、各校門前（西門、プール門）付近に立ち、子どもたちの交通安全指導や朝の声かけを行っています。 防犯活動に取り組む団体登録をしています。全保護者の協力により、成り立っています。
名札の着用	不審者対策として、名札を配布しています。授業参観・懇談会・PTA 行事などで来校される際には必ずご着用ください。
スクールゾーン 対策協議会	学校・家庭・地域が連携し、行政・警察・土木事務所などが要望を受け止める側として加わる活動です。 子どもたちの通学路の安全について話し合い、地域全体で子どもたちを見守ります。
交通安全教室	毎年5月、1・3年生向けに行われる交通安全教室です。 1年生は道路の歩き方、3年生は自転車の乗り方を学びます。 学校生活が安全に過ごせるよう、学校と保護者の協力により成り立っています。

こども 110 番の家

鶴見区

こども
110
番の家

鶴見区 PTA
鶴見警察署

子どもたちが身の危険を感じた時、あるいは被害を受けた時に、安心して駆け込むことができる家・店舗のことです。家庭や警察への連絡をご協力いただきます。

新規募集は随時・更新確認も行います。

交通安全指導

新学期、登校時間にあわせて通学路に立ち、子どもたちの安全指導を行います。各地区・班による活動です。
その他、保護者による見守り活動などもあります。

地域との連携
子どもたちを学校・家庭・地域全体で見守ります

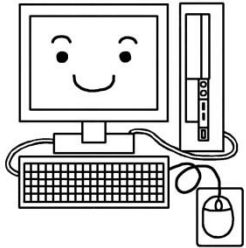
まちとともに 歩む学校づくり 懇話会	学校・地域・PTA で構成され、子どもたちの様子を学校から情報提供していただき、学校と「まち」の相互関係・信頼関係に基づいた学校づくり・教育などについて意見交換をします。
その他	子どもたちと一緒に多数の地域行事に参加しています。 子どもたちの元気な姿を学校・地域・PTA で応援します。



まちの特色をいかしたふれあい活動などを充実させ、
まちへの愛着を持てる子を育てます。



学校・家庭・地域とのコミュニケーション
情報を共有し、より円滑な PTA 活動を推進します



PTA ニュース	年数回発行されます。 各種 PTA 活動についてお知らせします。
広報誌 「ひがしだい」	広報委員会より、年数回発行されます。 学校の様子やさまざまな情報を提供します。
メール配信 システム	情報をメールで配信するシステムです。 緊急連絡や、その他お知らせをタイムリーに配信します。
ホームページ	PTA の情報がインターネットで閲覧できます。



◆東台小学校では、
「できる人ができることから始めよう
～より多くの会員の参加を目指して～」
委員会とサポーターを中心にさまざまな
PTA 活動を行っています。

委員は<1人1回>の参加をお願いして
います。

委員会の活動をサポートするのがサポ
ーターの役割です。

委員会活動 <1人1回> (詳しくは6~13ページへ)

◆在学中の6年間のうち、児童1人につき、委員を1回お願いします。◆

- ☆学年委員会
- ☆保健衛生委員会
- ☆推薦委員会

- ☆広報委員会
- ☆校外委員会

「立候補希望用紙」を提出 → PTA委員による集計 → 決定

サポーター活動 <1年1回> (詳しくは13ページへ)

- ◇ベルマーク
- ◇校内美化
- ◇白衣の点検

委員会の担当する活動をサポートします。

- ◇その他

「サポーター募集用紙」提出 → PTA委員による集計 → 詳細は別途お知らせ

学年委員会

学年委員会は、
学校・学年学級運営に協力し、会員の
交流をはかる活動をしします。
(PTA 規約第 11 章第 34 条)

● 構成人数
学年で 10 名程度

- 活動内容 詳しくは次のページへ
 - ・ 学年の先生と保護者とのパイプ役を担います。
 - ・ 懇談会などで出た意見を定例会で報告・討議し、必要に応じ、運営委員会に報告します。
 - ・ 光の子学援隊の当番表の作成。

- その他
 - ・ 運営委員（各学年 2 名）
 - ・ 運営委員は運営委員会に出席

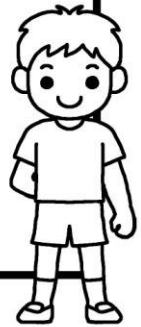
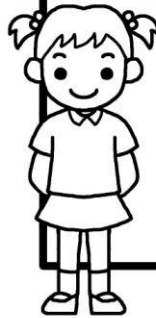
在学中の 6 年間のうち

◆ 児童 1 人につき委員を 1 回 ◆
お願いします。



学年委員は
以下の活動を分担しています。

- ◇ベルマーク
- ◇校庭開放



★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

委員をやってよかった！

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆同じ学年のお母さんと仲良くなれ、他のクラスのことも知れて良かった。

☆先生方とお話しする機会も増えて学校の様子がよくわかります。

学年委員は、以下の活動を分担して行います。



◇学年委員 会計（6学年）

◇ベルマーク
年数回の貼付・集計・発送作業
*平日の午前中の活動です。

皆さんから集まったベルマークは一輪車や竹馬など教育設備の充実に役立っています。
サポーター募集します!!

◇校庭開放
年数回の校庭の開放、児童の見守り
その他、遊具・備品の確認など
*土曜午前中の活動です。

土曜日の活動なので、ご家族大歓迎！
たくさんの保護者の目があると子どもたちも安心して遊べます。

広報委員会

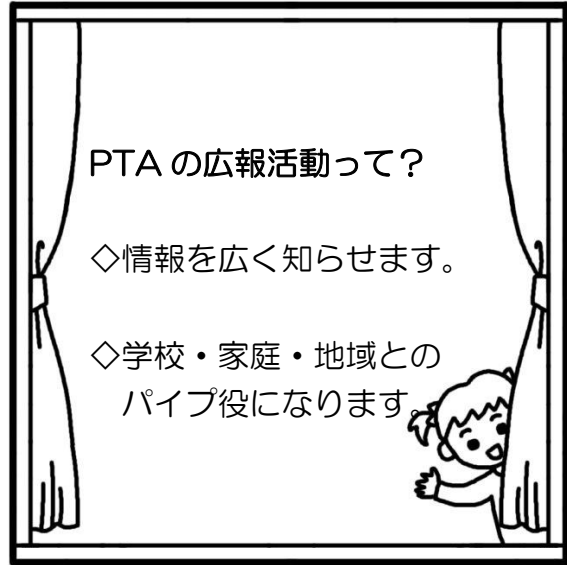
広報委員会は、
広報誌「ひがしだい」を発行し、会員の
情報や意見の交換につとめます。
(PTA 規約第 11 章第 35 条)

● 構成人数
10 名程度 (新 1 ~ 5 年の学年 2 名)

● 活動内容
・ 広報誌を編集し、PTA の活動内容を
会員に周知します。
・ 広報誌の企画 → 取材 → 校正 → 印刷
→ 発行 (印刷は外部業者委託)

● その他
・ 委員長 1 名、副委員長 1 名
・ 委員長・副委員長は運営委員会に
出席

在学中の 6 年間のうち
◆ 児童 1 人につき委員を 1 回 ◆
お願いします。



広報誌「ひがしだい」
東台マップなど
各号誌ごとに担当を分け、
短期集中型で活動できます。



★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
委員をやってよかった！
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆短期集中で、仕事をしながらでもできました。

☆分担して作業するなど協力し合っていました。

☆学校で新しいママ友達ことができました。

☆委員長の感想
初めは戸惑うことも多かったです。しかし班や副委員長・会計の方々に支えていただき、何とかできました。何といても、広報誌が出来上がったときの達成感他委員では体験できないものだと思います。他の学年の方々とお知り合いになれたことも良かったです。

☆LINE などの活用で、自宅でも作業ができ、負担は少なかったです。

保健衛生委員会

保健衛生委員会は、
会員の保健意識の普及につとめ、児童
の保健衛生・学校給食に関する活動に
協力します。

(PTA 規約第 11 章第 36 条)

● 構成人数

学年で 2 名ずつ

● 活動内容

・ 会員や子どもたちの心身の健康
や、食事に関する様々な問題を取り
上げ、意識の向上を図るための活動
を行います。

● その他

- ・ 委員長 1 名、副委員長 1 名
- ・ 委員長・副委員長は運営委員会に
出席

在学中の 6 年間のうち

- ◆ 児童 1 人につき委員を 1 回 ◆
お願いします。

私たちはこんな活動をしています！

- ◇ 白衣の点検・補修
- ◇ 校内美化



★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

委員をやってよかった！

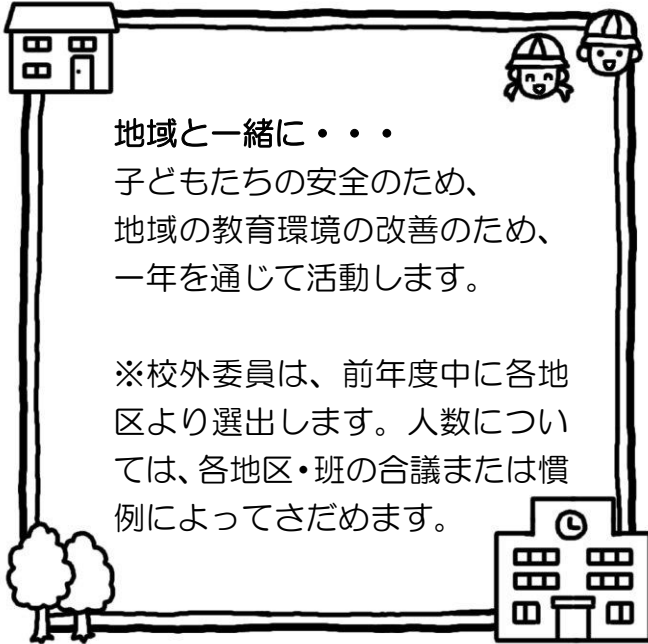
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆ 学校外の研修会に参加して知見を広げることができました。

☆ 学校の先生や他学年の保護者と接することができて、人間関係が広がりました。

校外委員の活動は・・・

- ◇スクールゾーン対策協議会
- ◇こども 110 番プレート設置
- ◇安全マップ作成
- ◇校外だより発行
- ◇登下校見守り隊の呼びかけなど



地域と一緒に・・・

子どもたちの安全のため、地域の教育環境の改善のため、一年を通じて活動します。

※校外委員は、前年度中に各地区より選出します。人数については、各地区・班の合議または慣例によってさだめます。



委員をやってよかった！



☆校外委員は、学校と地域のパイプ役です。

☆学校とPTA、自治会との繋がりや、たくさんの人達の協力があって、子ども達の安全があるという事がわかり、関わった事がよかったです。

校外委員会

校外委員会は、緊急下校時の協力と、児童の校外生活の向上につとめます。

(PTA 規約第 11 章第 37 条)

● 構成人数

- ・各地区より選出
- ・校区 8 地区

(北部、寺谷、別所、中部、東台、岸 2、岸 3、鶴見) から選出、前年度中に決定

● 活動内容

- ・学校と地域とのパイプ役を担います。
- ・各地区ごとに班を配置、地域という共通の場で子どもを取り巻く問題について話し合います。

● その他

- ・委員長 1 名、副委員長 1 名
- ・委員長・副委員長は運営委員会に出席

在学中の 6 年間のうち

◆ 児童 1 人につき委員を 1 回 ◆
お願いします。

推薦委員会

**推薦委員会は、
役員・会計監査委員の選出に際し、候補者を推薦します。**

(PTA 規約第 11 章第 38 条)

● **構成人数**

学年で 1 名まで

● **活動内容**

・次年度の PTA 役員・PTA 会計監査委員を選出します。

● **その他**

・委員長 1 名、副委員長 1 名
・委員長・副委員長は運営委員会に出席

在学中の 6 年間のうち

◆ 児童 1 人につき委員を 1 回 ◆
お願いします。

夏休み前後

アンケート
作成・配布
アンケートによる候補者の推薦



11月頃～

アンケート集計
候補者との交渉



2月頃

年度末総会にて候補者の公示及び承認

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

委員をやってよかった！

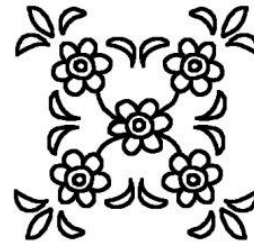
★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆仕事をしている方でも、自宅で活動が行えます。

☆学校に来る回数が少ないので、忙しい方も活動しやすいです。

どうして委員会があるの？

学校・地域・家庭で子どもたちの健全な成長を見守るために、保護者が主体的に「学校」や「子ども」のことを考え、協力し合うため。また、親子のコミュニケーションをはぐくむため。



活動日はいつ？ どうやって決まるの？

各委員会の活動内容によってスケジュールは異なりますが、基本的には平日に開催されます。

在学中に1度は委員をやらなければいけないと聞いたけど？

原則として「在学中の6年間のうち、児童1人につき、委員を1回」お願いしています。ご都合があるかとは思いますが、PTA会員の公平性を保つため、ご理解・ご協力をお願いします。

こども会や自治会の役員をしたらPTA役員は免除にならないの？

小学校は複数の自治会や地域から子どもが集まっており、それぞれ事情が異なります。自治会や地域でのご活躍のほかに、子どもたちのためにも小学校PTAにご尽力いただけますよう、ご協力をお願いします。

委員はどうやって選出されるの？

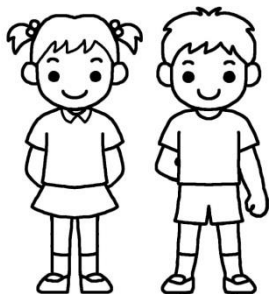
年度末に委員選出についてのお手紙にて委員立候補の募集を行います。
(校外委員は除く)

働いているので平日は参加が難しい。 未就学児がいるので難しい。

全ての方が家庭や職場で様々な事情を抱えています。

「できる人ができることから」始めていただけますよう、小さなことでもご協力をお願いします。
また、乳幼児をお連れになってご参加いただけます。

委員会 Q&A



ベルマーク

- 活動時期
年2回、平日の午前中の活動です。
- 活動内容
ベルマークの集計や、発送作業を行います。
- ◆皆さんから集まったベルマークは一輪車や竹馬など教育設備の充実に役立っています。

校内美化

- 活動時期
年数回、午前中の活動です。
- 活動内容
校舎内の掃除。
- ◆誰でも気軽に参加できます！子どもたちの生活する学校の環境美化のため活動しています。

白衣の点検

- 活動時期
例年、年度末（3月）
- 活動内容
児童が給食の配膳に使用する白衣の点検・補修を学校内で行います。
- ◆簡単な裁縫作業なので、どなたでもできます！子どもたちの給食環境における健康維持・安全確保をサポートします。

その他

- 記念品配布作業など随意募集しますのでご都合がよろしければ、ぜひご参加ください。

委員会とサポーターはどう違うの？

委員会の活動をサポートするのがサポーターの役割です。委員だけでは人手が足りない時にサポーターに協力していただきます。

**サポーター
Q&A**



サポーターって強制なの？

サポーターは任意です。子どもたちの笑顔のため、そしてより良い学校づくりのためにたくさんの方の参加をお願いします。

活動日は全て参加しないといけないの？

全ての日程に参加する必要はありません。都合に合わせてご参加ください。

活動日程はいつ決まるの？

年間で決まっているものから後日スケジュールが決定するものもあります。児童を通してプリントにて、またはメール配信にてお知らせします。

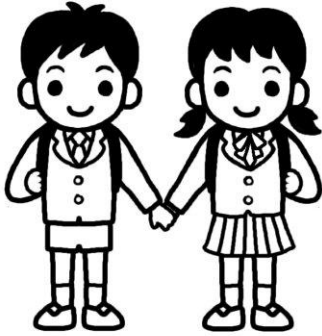
知り合いがいなくて、1人で参加するのはちょっと・・・

ご心配無用です。学年やクラスを超えて、新しい輪が広がる機会だと思って、是非ご参加ください。

**平日は参加が難しい。
未就学児がいるので難しい。**

来校が難しい場合には、自宅でできる活動もあります。また、ご家族のどなたでもサポーターとしてご参加いただけます。





光の子学援隊って？

- ① 不審者を学校内に入れない
- ② 挨拶の大切さを大人が教える
- ③ 保護者間の交流を図る

ことを目的とした PTA 会員に限らず全保護者の協力による防犯活動です。

目的

① 不審者を学校内に入れないこと

保護者が門に立つことで、防犯意識の向上をアピールすると同時に、登校時の子どもたちの交通安全指導を行います。

② 挨拶の大切さを大人が教えること

挨拶はコミュニケーションの第一歩です。大人が手本となり、子どもたちや地域の方に元気に朝の声かけをお願いします。

③ 保護者間の交流を図ること

保護者同士の顔が見えないままでよいでしょうか。この活動をきっかけに、困ったときに助け合え、気軽に声をかけ合える関係を築いていただければと思います。

活動内容

登校日の朝、各校門前に立ち、子どもたちの交通安全指導や朝の声かけを行います。

全保護者に参加していただけるよう、学年・クラス別の当番制にてお願いしています。

活動時期

児童の全登校日の朝 8：05～8：20の間
各門（西門・プール門）付近に 3～4 名ずつ立つ



学校生活が安全に過ごせるよう、
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



◆PTA会費

- ◇1世帯1か月400円
- ◇年2回半期ごとにまとめて、学校指定の金融機関から引き落としいたします。



◆用途

- ◇PTA 活動の運営費のほか、市P連・区P連会費等、各種負担金も支出されています。

◆日本スポーツ振興センター災害給付制度

- ◇学校管理下での事故への給付金制度です。掛金460円は、給食費などと一緒に引き落とされます。(詳細は学校からのお知らせをご覧ください)



◆神奈川県安全・安心まちづくり推進課

- ◇防犯活動に取り組むボランティアの方々が、安心して活動を行えるよう、その活動中に、事故により負傷した場合などに、給付金が支給されます。

◆安振会（財団法人横浜市安全教育振興会）

1世帯500円（PTA会費より）

- ◇児童・生徒の学校管理下外の事故
- ◇保護者並びに教職員のPTA活動中の事故
- ◇PTA管理下において発生する賠償責任
- ◇日常生活に起因する賠償責任（24時間）
- ◇修学奨励金制度
- ◇各種助成 など

◆ビジサポ学校賠償プランの概要（日新火災海上保険株式会社）

1世帯200円（PTA会費より）

- ◇学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒及び教職員の行為に起因する賠償事故を補償します。


随時募集中

おやじの会のページ

「子どもたちの笑顔が見たい！」
「子どもたちの目がキラキラ輝く瞬間が見たい！」
という保護者の気持ちを第一に、
ついでに大人も一緒に楽しみたいという思いで活動しています

- ・「遊びのイベント」、
題して「おやじと遊ぼう」開催
老骨？に鞭打って本気でサッカー
で闘うおやじ メタボも解消か？
- ・「学びのイベント」、
題して「おやじと学ぼう」開催
など

子どものため




- ・近隣小学校おやじの会との交流
など

地域のため



- ・運動会のお手伝い
(校内外パトロール、その他手伝いなど)
- ・校内設備の修繕・清掃

学校のため



- 親睦会もあります！
- 入会希望の方は、お子さんの担任の先生を通してお問い合わせください。

横浜市立東台小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 この会は横浜市立東台小学校 P T A と称し、事務局を東台小学校におきます。

第2章 目 的

第2条 この会は児童の保護者と教職員とが協力して、家庭・学校および地域社会における児童の幸せと、人間性ゆたかな成長をはかることを目的とします。

第3章 方 針

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に基づいて活動します。
・児童の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力します。
・他のいかなる団体または機関からの統制や干渉をうけません。
・営利的・宗教的・政党的な活動はしません。

第4章 会 員

第4条 この会の会員は東台小学校に在籍する児童の保護者、および教職員とし、すべて平等の権利と義務をもちます。

第5章 経 理

第5条 この会の経費は会員の納入する会費、および雑収入でまかないます。

第6条 この会の会費は世帯単位とし、月額400円とします。

第7条 この会の経理は総会で議決された予算に従っておこないます。予算の構成を変更する必要が生じた時は、会長が変更を提案し運営委員会の議決を経た後に執行されるものとします。

第8条 この会の決算は会計監査を経て総会で、承認をえます。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役 員

第10条 この会の役員は次のとおりです。

- ・会長 1名（保護者）
- ・副会長 3名まで（保護者）
- ・書記 4名まで（保護者3名まで、教職員1名）
- ・会計 4名まで（保護者3名まで、教職員1名）

ただし、副会長以下の定員は原則とします。

第11条 同一役員任期は1年とし、再任は妨げないものとします。

第12条 会長は、この会を代表し、役員総意に基づいて目的の実現につとめます。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行します。

第14条 書記は、この会の各種会議の記録を整理・保管すると共にその他の事務を処理します。

第15条 会計は、この会の会計事務を処理し、会計監査をうけた決算を定期総会で報告します。

第7章 会計監査

第16条 この会は3名の会計監査委員をおき、随時会計監査をおこないます。

第17条 会計監査委員任期は1年とします。ただし、引き続き1年間のみ再任できます。

第18条 会計監査委員はこの会の他のすべての役員・委員を兼ねることはできません。

第8章 役員・会計監査委員の選出

- 第19条 役員・会計監査委員は年度末総会で選出されます。
第20条 役員・会計監査委員の選出方法は、細則でさだめます。
第21条 役員・会計監査委員に欠員が生じた時の補充は、運営委員会で推薦し承認します。ただし、会長は副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とします。

第9章 総会

- 第22条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関となります。
第23条 総会は、定期総会と臨時総会があります。
・定期総会は、年度初めと年度末に開催します。
・臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったときに開催します。
第24条 総会の日時、場所および議題は総会前7日までに全会員に通知します。
第25条 総会は次の事を審議します。
・役員・会計監査委員の選出
・予算・決算
・事業計画
・運営委員会が必要と認めた事項
第26条 総会は全会員の5分の1以上で成立し、委任状を認めます。
第27条 議題は出席者の過半数で決定します。

第10章 運営委員会

- 第28条 運営委員会は役員、各委員長、副委員長、各学年の学年委員代表2名ずつ、校長、副校長、教務主任で構成します。ただし、委員長または代表が指名する者の代表代理出席を認めます。
第29条 運営委員会の仕事は次のとおりです。
・総会の決議、規約に従ってこの会を運営します。
・各委員会で立案した事業計画を検討し、計画実行の推進をはかります。
・会員からの意見を検討し処理します。
第30条 年5回程度開催し、必要な時は臨時に開催できます。
第31条 委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。

第11章 委員会

- 第32条 この会の活動を円滑にするため、委員会として学年委員会、広報委員会、保健衛生委員会、校外委員会、役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以後、推薦委員会とします）をおきます。
第33条 各委員会に委員長1名、副委員長1名をおきます。
第34条 学年委員会は学校・学年学級運営に協力し、会員の交流をはかる活動を行います。
第35条 広報委員会は、広報「ひがしだい」を発行し、会員の情報や意見の交換につとめます。
第36条 保健衛生委員会は、会員の保健意識の普及につとめ、児童の保健衛生・学校給食に関する活動に協力します。
第37条 校外委員会は、緊急下校時の協力と、児童の校外生活の向上につとめます。
第38条 推薦委員会は、役員・会計監査委員の選出に際し、候補者を推薦します。

第12章 委員の選出

- 第39条 学年委員、広報委員、保健衛生委員、推薦委員は各学年の合議により選出します。委員の定数と委員長の選出方法は細則でさだめます。
第40条 校外委員は、北部・寺谷・別所・中部・東台・岸二・岸三・鶴見の各地区より選出し

ます。選出方法は細則でさだめます。

第13章 特別委員会

第41条 特別委員会は、特別な事項について運営委員会が必要と認めたときに設置し、その任務を終了したときに解散します。

第42条 特別委員会の委員は、運営委員会が会員のなかから指名し、委員長は互選によってさだめます。

第14章 運営の公開

第43条 すべての会員は、この会の議事録、会計に関する記録を閲覧することができます。

第44条 すべての会員は、この会の運営委員会、その他の委員会に出席して意見を述べることができます。

第15章 改正

第45条 この会の規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成で改正することができます。

第16章 補則

第46条 この会の運営に必要な細則は、この規約に違反しない限り運営委員会の議決でさだめることができます。細則を制定または改廃したときは、次の総会に報告しなければなりません。

第47条 慶弔については別に内規をさだめます。

第48条 同好会については別に内規をさだめます。

附 則

本規約は平成9年12月4日より実施します。

平成21年2月23日一部改正施行します。

平成23年2月21日一部改正施行します。

平成24年2月27日一部改正施行します。

平成27年3月13日一部改正施行します。

平成29年2月7日 一部改正施行します。

平成30年1月15日一部改正施行します。

令和3年5月27日 一部改正施行します。

令和5年12月11日一部改正施行します。

令和6年2月16日一部改正 令和6年4月1日から施行します。

P T A 規約細則

第1章 役員・会計監査委員の選出

第1条 役員・会計監査委員の選出に際し、候補者を推薦するときは「役員・会計監査委員候補者推薦委員会」をおきます。(以下、推薦委員会とします。)

第2条 推薦委員会は、各学年より1名程度の代表と、学校代表1名で構成します。

第3条 推薦委員の氏名はすみやかに文書で知らせます。

第4条 役員・会計監査委員候補者氏名は、年度末総会前7日までに全会員に知らせます。

第5条 推薦委員は次年度の候補者にはなれません。

- 第6条 候補者は、全会員の5分の1以上の推薦があれば一般会員から追加推薦することができます。この場合、本人の承諾をえて総会前3日までに運営委員会に届けます。
- 第7条 候補者が定員をこえた場合は、投票によって選出します。その方法は、運営委員会に一任します。
- 第8条 会計監査委員には、監査補佐役として前年度役員の中から選出することが出来ることとします。
- 第9条 会計監査委員は、一会員につき一度のみ選出することができます。

第2章 委員の選出

- 第10条 学年委員は各学年より10名程度選出します
- 第11条 広報委員は、1～5学年より2名程度、保健衛生委員は、各学年より2名程度選出します。
- 第12条 委員長については年度末総会后、次年度役員が推薦することもできます。ただし新年度委員が選出された後、立候補があれば互選とします。

第3章 校外委員の選出

- 第13条 北部・寺谷・別所・中部・東台・岸二・岸三・鶴見は、各地区の班をもって構成します。
- 第14条 校外委員は各班の合議または慣例によって選出します。
- 第15条 校外委員長・副委員長は、合議または慣例によって選出します。

最終改正日 平成30年12月18日
 令和3年5月27日一部改正施行します。
 令和4年11月11日一部改正施行します。
 令和5年12月11日一部改正施行します。

内規

慶弔規定

本規定は、PTA規約48条によりさだめる。

保護者・児童

1. 死亡
 保護者・児童の場合 香典10,000円と供花

教職員

1. 表彰（公的団体より表彰を受けた時）または栄進（校長または副校長に栄進した時）
 祝金5,000円
2. 結婚・子の出生 祝金10,000円
3. 転任・退任
 校長・副校長・その他教職員一律3,000円の花束
4. 見舞い
 怪我または病気（1か月程度入院または療養）の場合 見舞金5,000円
5. 死亡
 ①本人の場合 香典10,000円と供花
 ②教職員の子、配偶者、実父母、同居の義父母の場合 香典10,000円

その他

1. 本規定にさだめない事項および適用・必要が生じた場合、役員会において協議決定する。
2. 本規定は、昭和63年6月より実施
 平成12年3月 一部改正
 平成24年3月 一部改正

平成 29 年 2 月 一部改正
平成 29 年 10 月 一部改正
平成 30 年 1 月 一部改正
令和 4 年 2 月 一部改正

同好会

本規定は、PTA 規約 49 条によりさだめる。

- 第 1 条 同好会の設立、存続、廃会については、運営委員会の承認をえるものとし
ます。
- 第 2 条 同好会は、年度初めに新入会員の募集や同好会の広報活動をおこなうもの
とします。また、年度末に活動報告をします。
- 第 3 条 会員以外で本会に同好会への加入を希望する者は、その同好会の責任者あ
てに加入の申出をすることができます。ただし、この会の名誉を傷つける恐れ
のない方にかぎりります。
- 第 4 条 同好会の責任者はこの会の会員でなければなりません。
- 第 5 条 運営委員会及び同好会の必要上、同好会の責任者によって同好会連絡会を組
織し互選により代表者をさだめることができます。

附則

本規定は、昭和 63 年 6 月より実施

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正施行します。